

関川村地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）策定業務委託仕様書

1 件名

関川村地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）策定業務委託

2 事業目的

本村は、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ化（以下「ゼロカーボン」という。）を達成すべく、村の営みがゼロカーボン社会実現につながる村づくりを進めようとしている。

これは、村内のみならず近隣市町村においても異常気象と呼ばれる気候変動の影響がより一層顕在化してきていること、また、国は令和 2 年 10 月に 2050 年までに温室効果ガスの排出をゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言したこと、そして、脱炭素に向けた取組が地域の活性化につながり、村民の暮らしが豊かになる可能性が高いことを背景としたものである。そのような中、令和 4 年 11 月には本村の計画が脱炭素先行地域に選定され、脱炭素に向けた取り組みを加速させている。

本業務は、国の動向、社会情勢の変化及び令和 4 年に策定した関川村グリーンチャレンジ戦略をもとに、本村の温室効果ガス排出量の削減に向けた施策を検討し、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）を策定することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日の日から令和 6 年 2 月 9 日（金）まで

4 仕様書の位置付け

この仕様書は、プロポーザルを実施するにあたり、本村として最低限の要求事項を示すものである。提案を受け付けるにあたり、要求事項に対する具体的な手法、2 の目的を達成するための本仕様書には記載していない独自の提案、その他計画の実現可能性を高めるための提案を期待するものである。

5 委託内容

(1) 計画準備（基礎情報の整理及び分析）

- ① 地球温暖化の現状と地球温暖化を巡る国や県の動向を整理する。
- ② 自然的・経済的・社会的な観点から地域の特性を整理し、地域課題について分析する。
- ③ 本村における現在までの再生可能エネルギーの導入状況及び温室効果ガス削減対策にかかわる取組状況について整理する。

(2) 事務事業編の検討

① 温室効果ガス排出量の状況整理

事務事業編の対象とする範囲におけるエネルギー使用量等の活動量を調査し、対象とする温室効果ガスの排出量を算定し、本村の排出量の特性を分析・調査する。

② 削減目標の検討

国がその業務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置につい

て定める計画や環境にやさしい新潟県の率先行動計画等の動向を踏まえるとともに、本村のこれまでの取り組みや今後の取り組み方針等を勘案し削減目標を検討する。

③ 目標達成に向けた取組検討

目標達成に向けた取組の基本方針を設定したうえで、具体的に取り組む内容を検討する。

④ 進捗管理体制の検討

計画の進捗管理を行う体制を検討するとともに、計画の点検・評価・見直しの方法を設定する。

(3) 区域施策編の検討

① 地域課題の整理

既存調査結果を踏まえて、本村のエネルギー等に係る地域特性や課題を整理するとともに、温室効果ガス排出量の現況・将来推計や目標、再生可能エネルギー導入目標等について整理する。

② 施策の検討

目標達成に向けた取組方針を設定し、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の施策を検討する。施策は、2030年の温室効果ガス排出量マイナス46%（基準年比）にとどまらない野心的な水準の設定及び2050年ゼロカーボンの達成を見据えて検討を行うこととする。また、再エネ導入にかかる促進区域に関する調査・整理を行う。

③ 推進体制及び進行管理の方策検討

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を実行していくための推進体制を検討するとともに、進行管理の方策及び管理指標を検討する。

(4) 関川村地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）素案の作成

上記の(1)から(3)をとりまとめ、関川村地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）の素案を作成する。

(5) 検討会議の支援

地球温暖化対策実行計画策定に向けた検討会議の運営支援を行う。会議は3回を想定し、以下の業務を行う。

① 会議に必要な各種データ整理・資料作成

② 会議時の説明・運営支援

③ 議事要旨の作成

(6) とりまとめ

上記(1)から(5)をとりまとめ、関川村地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）を作成するとともに、業務報告書を取りまとめる。

(7) 留意事項

① 環境省に採択を受けた脱炭素先行地域づくり事業計画提案を踏まえた上で検討を

進めること。

- ② 国や県のエネルギー関連計画や社会動向を踏まえた上で検討を進めること。
- ③ 法規制等の見直し状況を注視し、成果物に反映させること。
- ④ 調査結果に掲載する各種試算については、今後の改定等を見据え、結果のみならずその前提条件、計算方法等を提出すること。
- ⑤ 村は必要に応じて、業務の実施状況について随時実地に調査し、受託者に対して所定の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

6 契約時の条件

委託業務契約候補者を選定後、契約時には以下の条件を付すことになるので工程表や参考見積り作成時に留意すること。

(1) 業務の実施方法

- ① 契約時の仕様書に明示されていない事項については、本村の指示を仰ぐこと。
- ② 本業務の履行にあたり、適切な人員を配置するとともに、本村と適時連絡を取りながらその意図や目的を理解した上で業務を実施すること。
- ③ 自社の社員の中から、管理技術者及び担当技術者を選任すること。

(2) 業務計画書の提出

- ① 契約締結後 7 日以内に業務契約書を本村に提出すること。
- ② 業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - (ア) 業務内容
 - (イ) 業務詳細工程
 - (ウ) 業務実施体制及び組織図
 - (エ) 管理技術者、担当技術者一覧及び経歴書
- ③ 業務計画書の内容に変更が生じた場合は、速やかに本村に文書で提出し承認を得ること。

7 成果物

- (1) 関川村地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編） 1 部
※各辺の体裁(分冊・合冊)については協議の上決定する。
- (2) 業務報告書 1 部
- (3) その他参考資料 1 部
- (4) 上記(1)～(3)までの各電子データ（CD-R） 1 部

8 守秘義務

受託者は、その業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失及びき損の防止、その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

受託者は、村が指示又は承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

9 著作権

成果物、その他これに類するものの著作権は、村に帰属するものとし、受託者は著作権人格を行使しないものとする。

10 その他

本仕様に定めのない事項については、村と受託者が協議した上で決定する。